

議第102号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月19日提出

京都市長 松井孝治

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2 京都市学校給食センター整備運営事業検討委員会の項を次のように改める。

京都市学校給食センター整備運営事業検討委員会	京都市学校給食センター整備運営事業に関する共同調理場等の設計、建設、維持管理及び運営に係る受託者の選定等に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	1年
京都市立学校空調設備整備事業検討委員会	京都市立学校空調設備整備事業に関する設計、施工及び維持管理に係る受託者の選定等に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	1年

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

提案理由

教育委員会の附属機関として京都市立学校空調設備整備事業検討委員会を設置する必要があるので提案する。